
資 料 編

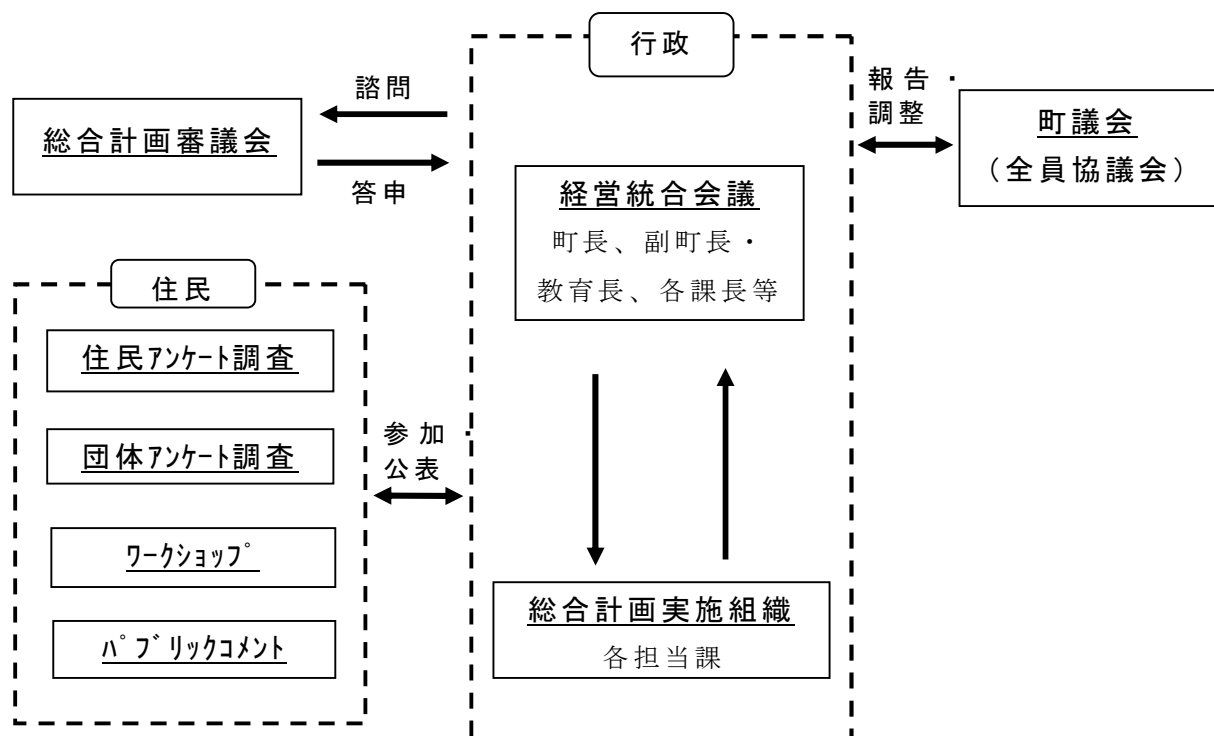
資料編

1 策定の経緯

期 日	会 議 等	内 容
平成 24 年 5 月 1 日	垂井町総合計画審議会委員の公募 (～5月18日)	
5 月 30 日	経営統合会議	スケジュールについて
6 月 8 日	議会総務産業建設委員会	スケジュール等の報告
6 月 14 日	議会全員協議会	スケジュール等の報告
6 月 20 日	町民意識調査の実施 (～7月5日)	回答 1,029 名
6 月 26 日	団体アンケートの実施(～7月10日)	回答 26 団体
6 月 27 日	トップヒアリング	
7 月 1 日	総合計画審議会委員の再公募 (～7月13日)	
7 月 2 日	経営統合会議	策定方針について
8 月 1 日	経営統合会議	前期達成度調査シートについて
8 月 1 日	各課検討 (～8月27日)	前期達成度調査シートについて
8 月 27 日	垂井町総合計画審議会委員への委嘱 垂井町総合計画審議会 (第1回)	策定方針、スケジュールについて
8 月 31 日	経営統合会議	ワークショップ、ヒアリングについて
9 月 6 日	前期達成度調査シートヒアリング	各課ヒアリング
9 月 7 日	前期達成度調査シートヒアリング	各課ヒアリング
9 月 10 日	各課検討 (～9月21日)	基本計画見直し案など
9 月 13 日	議会総務産業建設委員会	策定方針、策定状況の報告
9 月 20 日	議会全員協議会	策定方針、策定状況の報告
9 月 28 日	経営統合会議	町民意識調査結果、ワークショップについて
10 月 1 日	ワークショップ参加者の公募 (～10月15日)	応募 4 人
10 月 15 日	経営統合会議	前期評価結果、今後のスケジュールについて
10 月 17 日	経営統合会議	基本計画検討原案について
11 月 16 日	垂井町総合計画審議会 (第2回) 垂井町総合計画審議会へ諮問	基本計画検討原案、前期評価結果、 町民意識調査結果について
11 月 16 日	庁内調整会議	ワークショップについて
11 月 16 日	議会全員協議会	町民意識調査結果について
11 月 23 日	ワークショップ (第1回)	参加者 34 名

期 日	会 議 等	内 容
12 月 1 日	町民意識調査結果の公表	
12 月 2 日	ワークショップ（第2回）	参加者 34 名
12 月 10 日	経営統合会議	ワークショップ等の意見について
12 月 13 日	議会全員協議会	基本計画検討原案の説明
12 月 25 日	経営統合会議	基本計画案について
平成 25 年 1 月 10 日	垂井町総合計画審議会（第3回）	基本計画案について
1 月 15 日	パブリック・コメントの実施 （～1月31日）	結果 2人・2団体、75件
2 月 1 日	経営統合会議	基本計画案について
2 月 15 日	経営統合会議	基本計画案について
2 月 19 日	議会全員協議会	基本計画案の説明
2 月 26 日	垂井町総合計画審議会（第4回）	基本計画案について
2 月 27 日	垂井町総合計画審議会から答申	
3 月 8 日	パブリック・コメントの意見に対する町の考え方の公表	
3 月 21 日	議会全員協議会	基本計画案の説明

2 策定体制



3 審議会設置条例

○垂井町総合計画審議会設置条例

昭和46年9月1日条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、垂井町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、垂井町総合計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 団体の役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募による町民

3 委員は、非常勤とする。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第7号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第6号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

4 審議会名簿

(50音順・敬称略)

区 分	氏 名	備 考
第一号委員 町議会の議員	角 田 寛	
	藤 墳 理	
第二号委員 町教育委員会の委員	宇都宮 精 秀	
第三号委員 町農業委員会の委員	廣 瀬 利 夫	
第四号委員 団体の役員又は職員	岸 田 勝 則	
	酒 井 孝 子	副会長
	鈴 木 準 二	
	藤 井 剛 和	
	松 岡 明 美	
	松 田 貴 司	
	宮 川 直 樹	
	山 ユ ミ	
	米 山 幸 夫	
第五号委員 学識経験を有する者	衣 斐 忍	会 長

※ 第六号委員（公募による町民）の応募者はありませんでした。

5 諮問・答申

諮問

垂企調第29号
平成24年11月16日

垂井町総合計画審議会
会長 衣斐 忍 様

垂井町長 中川 満也

垂井町第5次総合計画基本計画の見直しに伴う
後期基本計画の策定について（諮問）

垂井町第5次総合計画のまちづくりの将来像「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」を目指し、垂井町第5次総合計画基本計画の見直しに伴う後期基本計画の策定について、垂井町総合計画審議会設置条例第2条の規定により、諮問します。

答申

平成25年2月27日

垂井町長 中川 満也 様

垂井町総合計画審議会
会長 衣斐 忍

垂井町第5次総合計画後期基本計画について（答申）

平成24年11月16日付けで諮問された「垂井町第5次総合計画基本計画の見直しに伴う後期基本計画」につきましては、当審議会において慎重に審議を行ってきた結果、別紙のとおり答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 計画の進行管理に、住民が参画されることを配慮されたい。
- 2 町の発展のための重点的な方向付けを、実施計画で明確にされたい。
- 3 ワークショップや審議会等で出された多くの意見を反映されるよう注力されたい。
- 4 前期期間に目標を達成できなかったものについては、積極的な事業推進により、目標達成に向けて取り組まれたい。

6 パブリック・コメント実施要領、結果

要領

「垂井町第5次総合計画後期基本計画（案）」 パブリック・コメント（意見公募）実施要領

1 概要

町では、垂井町第5次総合計画のまちづくりの将来像「やさしさと活気あふれる快適環境都市」を目指し、様々な施策を推進しています。また、総合計画の計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間ですが、計画の進捗や社会情勢の変化をふまえ、中間年において、基本計画を見直すこととしています。

見直しにあたり、住民・団体アンケートやワークショップ等を実施し、現在、総合計画審議会においても検討を重ねていますが、この度、後期基本計画案としてまとめましたので、その計画案を公表し、みなさんからのご意見を募集します。

2 募集対象者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人及びその他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他団体

- 3 公募期間 1月15日（火）から1月31日（木）まで
※郵送の場合は1月31日消印まで

4 閲覧場所

役場ロビー、中央公民館ロビー（情報公開コーナー）、各地区公民館、タルイピアセンター、文化会館、町ホームページ

5 意見提出の方法

- | | |
|-------------|--|
| (郵送の場合) | 〒503-2193 垂井町1532番地の1
垂井町役場 企画調整課 宛 |
| (ファクシミリの場合) | FAX 番号 0584-22-5180
垂井町役場 企画調整課 宛 |
| (電子メールの場合) | メールアドレス：kikaku@town.tarui.lg.jp |
| (直接持参の場合) | 垂井町役場 企画調整課 企画係 |

6 ご意見等の取り扱い

- (1) お寄せいただきましたご意見は、計画策定の参考にします。
- (2) ご意見の概要及び当該意見に対する考え方並びに意思決定の内容を、垂井町のホームページ等で一定期間公表します。
- (3) ご意見・ご提言の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどに対しては、考え方を示さない場合があります。また、個々のご意見に対して直接は回答しません。

7 注意点

- (1) ご意見として受け取ることのできるものは、意見を提出しようとする方の氏名または名称等、当該提出された方を特定できる事項及び連絡先が明記されているものに限りします。
- (2) 提出いただいた書類は返却しません。
- (3) 個人情報につきましては、「垂井町個人情報保護条例」に基づき適正な管理を行います。

8 担当・問い合わせ

企画調整課 企画係 TEL 0584-22-1151 (内線 289)

パブリック・コメントの結果

- 意見提出者数 2人、2団体
- 件数 75件

提出されたご意見に対する町の考え方(対応)を、町ホームページ等で公表しました。

垂井町第5次総合計画

<後期計画>

平成25年3月発行

発行：岐阜県垂井町

編集：垂井町企画調整課

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1

電話 (0584)22-1151(代表) F A X (0584)22-5180

URL <http://www.ginet.or.jp/tarui/>

E-mail tarui@town.tarui.lg.jp



中学生ワークショップで提案されたイメージキャラクター
「半兵衛クン」

垂井

垂井町第5次総合計画
＜後期計画＞